

1 障害者控除対象者認定書とは

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていない人に所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除を受けることができる認定書を交付します。

2 認定の対象となる人

当該年の末日(基準日)に、次のいずれにも当てはまる人は、認定の対象となります。

- ① 65 歳以上で、基準日に鎌倉市に住民登録をしている。
- ② 要介護 1～5 の認定を受けているか、または障害の程度が確認できる医師の診断書などを持っている。
- ③ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などを持っていない。
(ただし、3～6 級の身体障害者又は B1、B 2 の知的障害者の方のうち、要介護 4 又は 5 の認定を受けている方は、特別障害者控除の認定の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。)

3 申請受付期間

障害者控除を受けようとする年の 12 月 1 日からです。

認定対象者が死亡された場合や過年分の申請は、随時、受け付けます。

4 申請方法

「障害者控除対象者認定書交付申請書」を記入し、鎌倉市役所本庁舎 1 階高齢者いきいき課 8 番窓口または郵送（封書に切手及び右下部の“郵送先”を貼付）で申請してください。

5 審査方法及び添付資料について

① 鎌倉市保管の要介護認定諸資料による審査

鎌倉市から要介護認定（要介護 1～5）を受けた期間が当該年分の末日を含む場合、申請書のみをご提出ください。

② 医師の証明書（＊ 1）または転出元自治体保管の要介護認定諸資料（＊ 2）による審査

＊ 1 医師の証明書（費用は自己負担）を申請書に添付してください。

※ 証明書には、必ず該当年分と準じる障害種別及び等級・程度の記載が必要です。

記載例：「令和〇〇年中の状態は、身体障害者〇級（知的障害者〇度）に準じます。」

＊ 2 当該年中に転入されその 12 月末日までに鎌倉市から介護認定を受けていない場合、審査のための資料が鎌倉市にないので、転出元の自治体から、認定日、認定期間、認知症自立度、障害自立度が記載された資料を受け取り、その資料(原本)を添付し申請してください。

★①②どちらの場合も、交付申請者が認定対象者と同居の親族でない場合で、鎌倉市への申請が初めての場合や交付申請者が過去の申請時と異なる場合、委任状又は戸籍謄本(写し可)など、交付申請者と認定対象者の続柄が証明できる資料の添付が必要です。

6 その他

・12 月中に受け付けた申請については、12 月末日(基準日)の状況を審査した後、翌年 1 月中旬以降に「認定書」または「非該当通知書」を送付します。なお、1 月以降の申請については、結果の送付まで2 週間以上かかりますので、早めの申請をお願いします。

お問い合わせ先

〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所 高齢者いきいき課 いきいき福祉担当

電話：0467-61-3930（課直通）

..... 郵送先（切り）

〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所 高齢者いきいき課

いきいき福祉担当 行

認定書交付申請書在中